

同意書（備蓄品）

ふーどばんく OSAKA は多量の救援用食料品や家庭用製品の提供を依頼し、一方受領した食料品等は、支援が必要な人々へ食料を提供するNPO法人や非営利団体に提供されます。食料品や家庭用製品といった貴方の寄贈品は、以下の規定に従って受け入れられます。

1.(転売・再販の禁止について)

ふーどばんく OSAKA は、貴方の寄贈品を転売しません。金銭、財産、事業サービスと交換しません。

2.(使用範囲について)

貴方の寄贈品はいわゆるふーどばんく OSAKA の非営利目的に関してのみ使用され、関連のない取引または事業収益を上げるふーどばんく OSAKA のいかなる活動にも使用されません。

貴方の寄贈品は支援が必要な人々の援助のためにだけにふーどばんく OSAKA により使用されます。ふーどばんく OSAKA からの提供先は非課税慈善団体もしくは法的に同等の地位の者です。

3.(食の品質の保証)

貴方の寄贈品は人による使用に適しており、適用のある関連法令に従っていなければなりません。ふーどばんく OSAKA は食料製品の消費有効期限に関する法律や規則を含む寄贈品の取扱に関する適用され得る全ての法律や規則に従う責任を有します。更に、寄贈品の提供先である非課税慈善団体等に対してもこれら全ての法律や規則を遵守させる責任を負うものとします。

4.(寄贈品の記録・管理について)

ふーどばんく OSAKA は貴方の寄贈品に関する適切な記録を保持します。また、貴方からの希望に応じ、貴方の寄贈品について報告します。

5.(事故発生時の対応)

事故がおこった場合、全ての関係者によって行われる調査の結果について、適用のある関係法令に準じ、別途協議する。

6.(免責について)

ふーどばんく OSAKA は、寄贈品（製造責任が発生しない備蓄品等）から起因するいかなる責任（第3項の貴方の責任範囲のものは除く）からも貴方を免責し、さらに寄贈品の保管、運搬や使用等によって生じるまたは起因する全ての責任、損害、苦情から貴方を免責し、いかなる負担や害をも及ぼさないようにすることに合意します。

7. (ボランティアについて)

寄贈品がどのように施設・団体へ届けられ活用をされているか、ご担当者などに年間1回以上のボランティアに参加をしていただきます。

8. (フードバンク事業の推進について)

食品ロス削減と企業の社会貢献事業を目的とし、フードバンク事業推進パートナーとして、特定非営利活動法人ふーどばんく OSAKA の年会費 正会員(一口 10,000 円)または賛助会員(一口 5,000 円)どちらかに加入していただきます。

9. 寄贈者による特定の追加指針、条件、制約:

合意日 年 月 日

特定非営利活動法人 ふーどばんく OSAKA

理事長 赤井隆史

〒 599-8101

住所 大阪府堺市東区八下町 1-122 大阪食品流通センター内
TEL: 072-258-2201 FAX:072-275-7763

(寄贈者)

〒

住所

事業者名

代表者名

担当部署・担当者

TEL

FAX